

令和元年度

優良PTA表彰候補団体の決定について

1 文部科学大臣表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	会長	校長
川崎市立宮前小学校PTA	市川 和裕	丸山 衛
川崎市立古市場小学校PTA	小林 雅代	加賀田 葉子

表彰式 : 11月15日(金) ホテルニューオータニ

2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体 5 団体

団体名	会長	校長
川崎市立向小学校PTA	水野 英明	松原 康臣
川崎市立御幸中学校PTA	本田 芳孝	星野 泰夫
川崎市立新城小学校PTA (父母と教職員の会)	大谷 一博	伊東 芳男
川崎市立南野川小学校PTA	田中 龍一郎	野村 智
川崎市立生田小学校PTA	川内 崇浩	松崎 哲範

表彰式 : 9月4日(水) 神奈川県庁

被表彰団体業績

【文部科学大臣表彰】

優良PTA団体表彰

川崎市立宮前小学校PTA

全会員に行事の細やかな役割分担を明記した印刷物を配布し、活動に対して理解を促しており、また、「できる人が・できるときに・できることを！」を合言葉にサポーター制度を導入するなど活動に工夫がみられる。

川崎市立古市場小学校PTA

役員会を毎月、運営委員会・定例学級員代表委員会を定期的に行い、会員の意見を反映させている。また、見守り活動やイベントにおいて、地域と連携して、より効果的な活動に繋げているなど活動に工夫がみられる。

【神奈川県教育委員会表彰】

川崎市立向小学校PTA

会員がPTA活動に参加しやすい工夫としてボランティア制度を実施している。この制度を活用することで会員がPTA活動により参加しやすくなり、PTA活動の活性化に繋がっている。

川崎市立御幸中学校PTA

保護者のニーズを的確に把握した家庭教育学級の開催による家庭教育の推進や、周年事業においてPTAの歴史を振り返ることを通じて会員に改めて活動の意義の再確認を促すなどの成人教育に努めている。

川崎市立新城小学校PTA（父母と教職員の会）

PTAルームに寄贈品等の遊具を設置し、会員同士で乳幼児の見守りを行うことや、学用品や洋服などのリサイクルを実施するなど思いやり溢れる会員間交流につながる活動を実施している。

川崎市立南野川小学校PTA

係の細分化や、活動日を会員が活動しやすい日にちに選択できるようにするなど、多くの会員が負担なく積極的にPTA活動に参加しやすい工夫を行っている。

川崎市立生田小学校PTA

児童の安全を守るために、校外委員をはじめとする保護者がそれぞれできる範囲で無理なく登下校時のパトロール活動を行うとともに、マナー指導も行うなど、安全確保、マナーの向上という2つの側面から学校外における生活指導に努めている。

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
平成31年4月16日
一部改正

1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあつては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあつては5団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。）を選考し（選考にあつては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあつては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考にあつては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があつた場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算、経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開、活発な広報活動が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTAは、表彰の候補者となることができない。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 附 則 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 27 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

別 表

推薦者	推薦対象 P T A
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校及び高等学校の P T A
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校の P T A
神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校の P T A

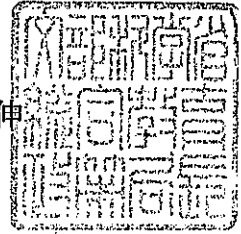


元文科教第414号
令和元年10月2日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和 伸



令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰（小学校，中学校，
義務教育学校，特別支援学校，私立幼稚園・認定こども園P
TA）被表彰団体の決定について（通知）

標記について，優良PTA文部科学大臣表彰要項に基づき，下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

被表彰団体名：川崎市立宮前小学校PTA
相模原市立共和小学校PTA
海老名市立海西中学校PTA
横浜市立篠原西小学校PTA
厚木市立小鮎小学校PTA
横浜市立荏田南中学校PTA
川崎市立古市場小学校PTA
大磯町立大磯中学校PTA
横須賀市立長浦小学校PTA



川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和元年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について (依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり表彰団体が決定しましたので通知します。

については、表彰式を次のとおり行いますので、御多用のところ申し訳ありませんが、貴所属関係職員の出席について御配慮賜りますとともに、被表彰PTAに対し表彰決定及び代表者の表彰式への出席（1団体3名以内）について御連絡いただき、別紙「出席者名簿」により、出席者氏名を令和元年8月2日（金）までに電子メールにて当課あて御報告くださいますようお願いいたします。

- 1 被表彰団体 川崎市立向小学校PTA
川崎市立新城小学校PTA（父母と教職員の会）
川崎市立南野川小学校PTA
川崎市立生田小学校PTA
川崎市立御幸中学校PTA

2 表彰式

- (1)日 時 令和元年9月4日（水）14：00～15：00（受付は13：30～14：00）
- (2)場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（横浜市中区日本大通1）
- (3)交 通 別添周辺案内図のとおり
- (4)その他 お車での御来場は御遠慮ください。
手話通訳が必要な場合は、7月22日（月）までに御連絡ください。

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課

社会教育グループ 永野、大和田

電 話 (045)210-8347(直通)

ファクシミリ (045)210-8939

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

【参考】

(公社) 日本PTA全国協議会会長表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	会長	校長
川崎市立東生田小学校PTA	柳原 健一	小林 勝弘
川崎市立岡上小学校PTA	大高 崇	栗田 嘉也

※川崎市PTA連絡協議会からの推薦

表彰式 : 11月15日(金) ホテルニューオータニ